令和８年度　公文書開示（７月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R8.7.3	R8.7.28	令和8年1月1日以降令和8年7月3日までに東京都労働委員会が発出した〇〇を名宛人とする不当労働行為調査開始通知書すべて	5	1															労働委員会事務局審査調整課
2	R8.7.3	R8.7.16	令和8年7月3日現在、東京都労働委員会に係属している、〇〇を申立人とする不当労働行為救済申立事件の一覧表						1			1			1				対象文書の存否を応答することにより、対象となる労働組合の活動状況が明らかとなるなどして、労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められ、また、対象文書の存否を応答することにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号）。	労働委員会事務局総務課
3	R8.7.3	R8.7.16	令和8年7月3日現在、東京都労働委員会に係属している、不当労働行為救済申立事件の一覧表	11		1						1			1				事件名の一部については、通常、使用者の名称が事件名となるところ、公にすることにより、労使紛争が事件として係属していることが明らかとなるなどして、使用者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められ、また、公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号）。 申立人名の一部については、公にすることにより、労働組合の活動状況が明らかとなるなどして労働組合の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められ、また、公にすることにより、労働委員会への信頼が損なわれ、審査手続等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号及び同条第６号）。	労働委員会事務局総務課
4	R8.7.6	R8.7.27	令和8年6月1日以降令和8年6月30日までに東京都労働委員会が発出した〇〇を名宛人とする不当労働行為調査開始通知書	2	1															労働委員会事務局審査調整課